第三十九条の三　法別表第二の九十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　略］

第三十九条の四　法別表第二の九十二の項の主務省令で定める事務は、地方公務員災害補償法第四十七条第一項の福祉事業の実施に関する事務とし、同表の九十二の項の主務省令で定める情報は、当該福祉事業に係る被災職員及びその遺族に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第三十九条の四の二　法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十第一項（第二号に限る。）の社会保険労務士の登録の抹消に関する事務とし、同表の九十四の項の主務省令で定める情報は、当該抹消に係る者に係る戸籍関係情報とする。

第三十九条の四の三　法別表第二の九十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第三条の柔道整復師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）第三条第一項の柔道整復師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　柔道整復師法施行規則第四条第二項の柔道整復師の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　柔道整復師法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　柔道整復師法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十九条の四の四　法別表第二の九十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第三条の視能訓練士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第三条第一項の視能訓練士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　視能訓練士法施行令第四条第二項の視能訓練士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　視能訓練士法施行令第五条第一項の視能訓練士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　視能訓練士法施行令第六条第一項の視能訓練士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第三十九条の三　法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～三　同上］

第三十九条の四　法別表第二の七十二の二の項の主務省令で定める事務は、地方公務員災害補償法第四十七条第一項の福祉事業の実施に関する事務とし、同表の七十二の二の項の主務省令で定める情報は、当該福祉事業に係る被災職員及びその遺族に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

［新設］

［新設］

［新設］